

薬局構造設備の概要

面積	薬局全体 ①+②+③ m ² ①+②+③≥19.8m ²		調剤室 ① m ² (①のみ6.6m ² 以上)		医薬品販売場所 兼待合所 ② m ²	
	換気	1換気扇 2その他()		1窓 2換気扇 3その他()		
居住場所と不潔な場所その他の場所との区別	1扉・引戸 2壁 3窓 4その他()		1扉・引戸 2壁 3窓 4その他()			
防塵設備	床面	1板張り 2コンクリート 3その他()		1板張り 2コンクリート 3その他()		
	天井	1板張り 2コンクリート 3その他()		1板張り 2コンクリート 3その他()		
見通し	適		不適			
明るさ	ルクス (120ルクス以上)		ルクス (60ルクス以上)			
施錠設備 (毒薬貯蔵所)	有・無		有・無			
冷暗所 (電気冷蔵庫)	有・無		有・無			
給水設備	1水剤台 2手洗設備 3その他()		1手洗設備 2その他()			
熱源 (ガス・電気)	有・無		有・無			
調剤室への 進入防止措置	カウンター(スイング扉・チェーン)・その他()					
貯蔵設備を 設ける区域	有(パーティション・線引き・柵・引出(鍵:有・無)・その他())・無					
調剤室の 閉鎖	※薬剤師不在時間がある場合 有(施錠・シャッター・パーティション・その他())・無					
薬局製造販売医薬品、 要指導医薬品又は 一般用医薬品の 閉鎖設備	有(鍵付・チェーン・カーテン・その他())・無 (薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する薬局で、 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売しない 開店時間の有無:有・無)					
情報を 記す	薬局製造販売医薬品	有・無	要指導医薬品	有・無	第一類医薬品	有・無
	陳列設備	有・無	有・無	有・無	有・無	
	陳列区画への 進入防止措置	1.2m以内の範囲に 進入防止措置 ・鍵付・その他()	1.2m以内の範囲に 進入防止措置 ・鍵付・その他()	1.2m以内の範囲に 進入防止措置 ・鍵付・その他()	1.2m以内の範囲に 進入防止措置 ・鍵付・その他()	
	陳列区画 の閉鎖設備	有・無 有の場合の方法 ()	有・無 有の場合の方法 ()	有・無 有の場合の方法 ()	有・無 有の場合の方法 ()	
情報 提供 設備 等	調剤室に近接する場所		有・無			
	薬局製造販売医薬品陳列区画内又は近接する場所		有・無			
	要指導医薬品陳列区画内又は近接する場所		有・無			
	第一類医薬品陳列区画内又は近接する場所		有・無			
	指定第二類医薬品	有・無 陳列の有無:有・無	(有の場合の陳列設備) 情報提供設備から7m以内 鍵付 1.2m以内の範囲に進入防止措置			
	要指導医薬品又は一般用 薬品情報提供設備の総数	箇所 (うち要指導医薬品 箇所、第一類医薬品 箇所、 一般用医薬品 箇所)				
放射性医薬品 の取扱い	有・無 ※有の場合は別途西宮市保健所と協議					
視覚、聴覚等 障害を有する 薬剤師又は 登録販売者に必要な設備	当該薬剤師又は登録販売者の有無(有・無) 設備の内容:					

①調剤に必要な設備及び器具

実地調査
のチェック欄

イ 液量器	
ロ 温度計 (100度)	
ハ 水浴	
ニ 調剤台 (× ×) cm	
ホ 軟膏板	
ヘ 乳鉢 (散剤用のもの) 及び乳棒	
ト はかり(感量10mg及び100mgのもの)	
チ ビーカー	
リ ふるい器	
ヌ へら (金属製のものと及び角製又はこれに類するもの)	
ル メスピペット	
ヲ メスフラスコ又はメスシリンダー	
ワ 薬匙 (金属製のものと及び角製又はこれに類するもの)	
カ ロート	
ヨ 調剤に必要な書籍	
(イ) 日本薬局方及びその解説に関するもの	
(ロ) 薬事関係法規に関するもの	
(ハ) 調剤技術等に関するもの	
(ニ) 医薬品の添付文書に関するもの	

②薬局製剤製造業に係る試験検査
に必要な設備及び器具

イ 顕微鏡、ルーベ又は粉末X線回折装置	
ロ 試験検査台 (× ×) cm	
ハ デシケーター	
★ニ はかり(感量1mgのもの)	
★ホ 薄層クロマトグラフ装置	
ヘ 比重計又は振動式密度計	
★ト pH計	
チ プンセンパーナー又はアルコールランプ	
★リ 崩壊度試験器	
ヌ 融点測定器	
ル 試験検査に必要な書籍	
(イ) 薬局製剤業務指針	

厚生労働大臣の指定した (有・無)

検査機関との契約

(★印の設備及び器具について)

付属設備
更衣室・便所・事務室・医薬品倉庫
・検査室・その他

【無菌製剤処理について】

無菌製剤処理	1 行う	2 行わない
--------	------	--------

【無菌製剤処理を行うための設備について】（無菌製剤処理を行う場合に記載）

無菌製剤処理設備	1 調剤室とは別に部屋を設置		2 調剤室内に設置		
共同利用の有無	有	無	有る場合の時期	年 月 日より・未定	
部屋の面積	③ m ²				
概要	前室の有無	有	無	前室の面積	m ²
	空気清浄度	IS014644-1のクラス7以上の設備		有	無
	構造設備	無菌製剤処理に必要な器具・機材		有	無
共同利用の相手先	番号	許可番号	薬局名	薬局所在地	管理者氏名
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				

【無菌製剤処理を行う場合に必要な設備を設置しない場合】

共同利用の時期	年 月 日より・未定				
無菌調剤室提供薬局	番号	許可番号	薬局名	薬局所在地	管理者氏名
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				

●記載にあたっての留意事項

【無菌製剤処理を行うための設備について】

- 1 無菌製剤処理を行わない場合は、記載する必要はないこと。
- 2 無菌製剤処理を行うために調剤室とは別に部屋を設置する場合は、共同利用の有無にかかわらず、薬局全体の面積は①+②+③とすること。（前室は除く。）
- 3 無菌製剤処理を行い、必要な設備を設置しない場合は、【無菌製剤処理を行う場合に必要な設備を設置しない場合】欄に記載すること。
- 4 空気清浄度の記載は、共同利用を行う場合以外は記載の必要はないこと。
- 5 共同利用の相手先が5施設を超える場合は、別紙を添付することで差し支えないこと。

【無菌製剤処理を行う場合に必要な設備を設置しない場合】

共同利用の相手先が5施設を超える場合は、別紙を添付することで差し支えないこと。